

平成20年12月3日

千葉県議会議長 浜田穂積様

千葉県議会あり方検討委員会  
委員長 田中宗隆

政務調査費について（答申）

平成19年6月19日付け千議第103号で諮問のありました標記の事項について、別添のとおり答申いたします。

## 〈別 添〉

平成 19 年 6 月 19 日付けで議長から「政務調査費のあり方」について諮問されたことを受け、「千葉県議会あり方検討委員会(ワーキンググループ)」において協議を重ねた結果、これらの協議内容を盛り込んだ、新たな「政務調査費の手引き(案)」及び当該手引きを運用するに当たって必要とされる政務調査費関係条例等の一部改正(案)を取りまとめた。

これらの概要については下記のとおりであるが、政務調査費のより適正な運用を期するため早期に現行制度の一部を改正されたい。

### 記

#### 1 「政務調査費の手引き(案)」について

新たな手引きについては、以下の項目についてそれぞれ詳細に記載することにより、各会派及び議員が政務調査費を支出するにあたって適正な判断の基準となるものとした。

- (1) 交付手続き等の概要
- (2) 政務調査費を支出するに当たっての留意事項
- (3) 使途基準各項目別の運用指針
- (4) 会派、議員が整理保管すべき支出証拠書類等
- (5) 情報公開 (閲覧)

#### 2 関係条例等の一部改正(案)について

新たな手引きの運用に当たり、以下の 2 点について関係条例、規程の一部を改正することとした。

##### (1) 支出証拠書類等の提出

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、議長あてに提出することとされている「政務調査費収支報告書」に以下の支出証拠書類等の写しを添付することとした。

- ① すべての支出に係る領収書等
- ② 会計帳簿
- ③ 現地調査・先進地視察の実施報告書

##### (2) 支出証拠書類等の閲覧

議長は、収支報告書及び支出証拠書類等の写しについて、県民等からの請求に基づき個人情報等の不開示情報を除いて閲覧に供することとした。

##### (3) 施行時期

平成 21 年 4 月 1 日付けで施行し、平成 21 年度交付分の政務調査費から適用することが望ましい。

#### 3 そ の 他

(1) 政務調査費をより県民の理解を得ることのできる制度とするためには、今回の答申に基づく改正を基本とした上で、今後も他の自治体における対応等を参考に継続した見直しを行うことが必要である。

(2) 当委員会においては上記のとおり結論を得たところであるが、一部の委員からこれらに対し別途意見が提出されたため、これを答申書に添えることとする。